

研究費不正使用

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）目次

はじめに	1
第1節 機関内の責任体系の明確化	4
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	7
（1） ルールの明確化・統一化	7
（2） 職務権限の明確化	7
（3） 関係者の意識向上	8
（4） 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	9
第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	11
（1） 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	11
（2） 不正防止計画の実施	13
第4節 研究費の適正な運営・管理活動	13
第5節 情報発信・共有化の推進	16
第6節 モニタリングの在り方	16
第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング等及び文部科学省、配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方	18
（1） 基本的な考え方	18
（2） 具体的な進め方	19
第8節 文部科学省、配分機関による競争的資金制度における不正への対応	20

研究機関の組織風土に合った、自主的な不正防止策を講じること

監事の役割の明確化
啓発活動の実施
内部監査の質の向上など

平成26年2月18日改正

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）目次

はじめに	1
第1節 機関内の責任体系の明確化	4
1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化	4
2 監事に求められる役割の明確化	7
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	8
1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）	8
2 ルールの明確化・統一化	11
3 職務権限の明確化	12
4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	13
第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	16
1 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置	16
2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施	17
第4節 研究費の適正な運営・管理活動	19
第5節 情報発信・共有化の推進	23
第6節 モニタリングの在り方	24
第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング等及び文部科学省、配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方	27
1 基本的な考え方	27
2 具体的な進め方	29
第8節 文部科学省、配分機関による競争的研究費等における不正への対応	31
参考資料 1 大学における責任体系図の例	33
参考資料 2 コンプライアンス教育と啓発活動	34
参考資料 3 報告書に盛り込むべき事項	36
参考資料 4 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン「機関に実施を要請する事項」一覧	39

令和3年2月1日改正

研究費不正使用

第1節 機関内の責任体系の明確化

1 競争的研究費等の運営・管理にかかわる責任体系の明確化

- (1) 機関全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者として「最高管理責任者」を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。

<役割>

- ア 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
- イ 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する役員会・理事会等（以下「役員会等」という。）において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。
- ウ 最高管理責任者が自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

- (2) 最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として「統括管理責任者」を定め、その職名を公開する。

<役割>

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

- (3) 機関内の各部局等（例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織）における競争的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として「コンプライアンス推進責任者」を定め、その職名を公開する。

<役割>

- コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、
- ア 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- イ 不正防止を図るため、部局等内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- ウ 自己の管理監督又は指導する部局等において、定期的に啓発活動を実施する。
- エ 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

研究費不正使用

第1節 機関内の責任体系の明確化

2 監事に求められる役割の明確化

- (1) **監事**は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。
- (2) 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

研究費不正使用

第2節 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)

- (1) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。
- (2) コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。
- (3) 実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。
- (4) これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。
- (5) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。
- (6) 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

コンプライアンス教育

- ✓ 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象とする
- ✓ 説明会、e-learning等で実施
- ✓ 受講状況や理解度の把握が必要

啓発活動

- ✓ 機関の構成員全体を対象とする
- ✓ 説明会で実施
- ✓ 職域や雇用形態等の権限や責任・職務に応じて適切に実施

研究費不正使用

第3節 不正の発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

1 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置

- (1) 機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下「防止計画推進部署」という。）を置く。
- (2) 防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。
- (3) 防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

留意事項(抜粋)

- ✓ 不正には複数の要因が関わる可能性がある。
- ✓ 要因の把握には、組織全体の幅広い関係者の協力を求め、不正発生の危険性が常にどこにでもあることを認識させ、自発的な改善の取組を促す。

注意すべきリスク(抜粋)

- ✓ ルールと実態の乖離
- ✓ 決裁手続きが煩雑・責任の所在が不明確
- ✓ 予算執行の特定の時期への偏り
- ✓ 業者に対する未払い問題の発生
- ✓ 競争的研究費等が集中している、大型競争的研究費等を獲得した部局・研究室
- ✓ 取引に対するチェックが不十分
- ✓ 同一研究室における同一業者、同一品目の多頻度取引等
- ✓ データベース・プログラム等特殊な役務契約に対する検収が不十分
- ✓ 検収業務やモニタリング等の形骸化
- ✓ 納品物品の反復使用
- ✓ 非常勤雇用者の雇用管理が研究室任せ
- ✓ 出張の事実確認手続きが不十分
- ✓ 個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境、牽制が効きづらい研究環境

研究費不正使用

【当院の対応】

ホーム



診療科・部門



治験・臨床研究



臨床研究推進センター



お知らせ

概要



お知らせ



一般の方へ



企業の方へ



研究者の方へ
(院内スタッフ限定)



手順書・書類
集



研究活動における不正防止に向けた取り組み

当院における研究活動について

研究活動における不正防止に向けた取り組み

当院では研究活動の不正行為防止及び公的研究費の不正使用防止等に取り組んでいます。

- ① 地方独立行政法人神戸市民病院機構 公的研究費等の取扱いに関する行動規範
- ② 地方独立行政法人神戸市民病院機構 公的研究費等不正防止に関する基本方針
- ③ 地方独立行政法人神戸市民病院機構 公的研究費等の不正防止計画
- ④ 地方独立行政法人神戸市民病院機構における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

相談・申立の窓口は法人本部のコンプライアンス推進室となっています

地方独立行政法人神戸市民病院機構

法人本部経営企画室総務グループ人材開発チーム（機構のコンプライアンス推進室を兼ねています。）

所在地：〒650-0047 神戸市中央区港島南町2丁目2番地

神戸市立医療センター中央市民病院 南館3階

電話：078-940-0155

（受付時間：月～金曜日8:45～17:30 ※休日及び祝祭日、年末年始等を除く）

FAX：078-306-2870

Email：compliance@kcho.jp

その他

- ① ハンドブック（公的研究費等の適正な使用と責任ある研究活動について）